

# 禁煙治療費用補助金支給規程

## (目的)

第1条 この規程はシャープ健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者が禁煙外来を受診し費用を負担したとき、その費用の一部を補助する。又、組合の提供する遠隔禁煙支援サービスの被保険者負担額を負担し支援サービスを開始したとき、支援サービスにかかる費用を組合が補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 組合に加入する20歳以上の被保険者を対象とする。

## (支給要件)

第3条 次の各号いずれかに該当した場合に補助金の交付を行うものとする。ただし、支給要件の詳細については、毎年度、実施計画等で別途定める。

- ① 日本国内の医療機関(健康管理室を含む)において禁煙外来を受診し、禁煙外来による禁煙治療を終了し、禁煙に成功したと組合が認定すること。
- ② 日本国内の薬局等において、禁煙補助薬を購入し、禁煙に成功したと組合が認定すること。
- ③ 組合が提供(業務委託)する、遠隔禁煙支援サービスを利用し、禁煙治療を開始したと組合が認めたもの。

## (支給額・支給回数)

第4条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- ① 禁煙外来を受診する場合、所定の禁煙支援プログラム終了までの診療に要した費用の10分の3相当額の一部、若しくは一般医薬品の禁煙補助薬を購入した金額とし、上限を10,000円とする。
  - ② 遠隔禁煙支援サービスを利用の場合は、別表の通りビデオ診療受診回数ごとに健保補助額を補助する。
2. 前項により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
  3. 補助金は1人当たり、1年度に1回とする。

## (支給申請手続)

第5条 補助金を請求しようとする者は、禁煙支援プログラム終了後、原則として1ヵ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。ただし、提出書類に不明な点がある時など、必要時禁煙治療費が登録されたレセプト(診療報酬明細書)の点検を行うこととする。(遠隔禁煙支援サービスは除く)

- ① 「禁煙治療費用補助金申請書」
- ② 禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書
- ③ 禁煙補助薬名が明記された薬局等の領収書

(不支給対象)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする。

- ①禁煙治療を途中で中断した場合
- ②健保が指定した禁煙補助剤（別に定める）以外の禁煙補助剤（禁煙用パイプなど）を個人で購入した分についての費用

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

附則 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年2月16日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**【別表】**

ビデオ診療	被保険者負担額	健保補助額
初回	5,000円	6,800円
2回目	---	11,800円
3回目	---	17,800円
4回目	---	17,800円
5回目	---	4,500円
合計	5,000円	58,700円

※遠隔禁煙支援サービス終了者は、最大58,700円の補助額となるが、ビデオ診療開始後、途中終了の場合は、診療実施回数までの補助額とする。